豊前市監査委員 初 山 吉 治 様 豊前市監査委員 梅 丸 晃 様

豊前市長 後 藤 元 秀 (上下水道課)

定期監査等の結果について(回答)

令和6年2月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 上下水道事業について

(1) 水道事業について

水道事業を取り巻く環境は、人口減少や工場用の水量減少、節水型家電の普及による料金収入の減少が見込まれる中、配水管の老朽化等による施設の更新費や修繕費の増加、加えて昨今の物価高騰により、今後より一層厳しい経営が続くものと思われる。

水道料金の収入は、水道事業の根幹を成すものであるが、事業に係る費用を料金収入で確保することができていない状況にある。持続可能な水道事業を保つための水道料金の算定を検討され、一般会計からの補助金に大きく依存した経営状況の改善に努められたい。

また、京築地区水道企業団からの受水については余剰となっているため、供給先 の確保に努めると共に適正な受水量について検討されたい。

豊前市水道事業経営戦略は、計画期間の10年のうち本年度で5年が経過する。 施策の検証および更新を行い、今後も良質で安定した水を継続して供給していくた め、計画的な資金確保と効率的な事業運営に努められたい。

【措置内容】

現在、し尿前処理施設や新規工場用ユーザーの供給増が見込めるものの、全体的な水需要は人口減の影響等により減少傾向にあり、老朽化する水道施設の更新対応等費用の増加が予想されています。

将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「豊前市水道事業経営戦略」に基づき、アセットマネジメントの導入等による経営基盤強化と財政マネジメント向上に取り組み、計画的な資金と効率的な事業運営に取り組んでいますが、策定した経営戦略に沿った取り組み等の現況を踏まえつつ、PDCAサイクルを高め見直しを行い、より質の高い経営戦略とするよう、令和6年度で経営戦略の改定を予定しています。

また公営企業が料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としていることや経営戦略の目的として、将来にわたって安定的に必要な住民サービスの提供を維持することにあることから、料金(経費)回収率の向上、一般会計等からの繰出金の適正化、収支ギャップ・累積欠損金の解消等に努めます。

企業団からの受水量増に対応するため新規ユーザーの確保に向け、上水道普及率及び水洗化率向上の普及促進活動等の推進体制を拡充するとともに、適正な受水量についても今後の需給バランスを総合的に勘案し、定期的に企業団幹事会で協議致します。次に低廉で安全な水を安定的に供給するための公正妥当な水道料金の設定については、事業及び地域の現状と将来見通し等を踏まえ、水道サービスの継続と健全な経営の維持が可能となる水準の確保を目指します。料金改定に際しては住民・議会の理解と協力を得ることが不可欠であることからも、現状分析や将来の見通し等を踏まえた経営状況等についての説明を十分に行い、慎重かつ適切に検討します。

(2) 公共下水道事業について

公共下水道事業を取り巻く環境は、本年度からし尿等前処理施設の共同利用が開始され、処理水量の増加に伴う使用料の増加が見込まれるものの、耐用年数を経過した浄化センターの設備更新や下水道管の更新費用の増加及び物価高騰により、経営環境は厳しさを増すことが予想される。

一般会計から多額の補助金を繰入れしており、経営は厳しい状況であることを踏まえ、今後は更に、経営状況の的確な把握と効率的な事業運営に努め、内部統制の強化を図り、市民の期待に応えられるよう、安定的な経営に努められたい。

【措置内容】

公共下水道事業におきましては、地方公営企業法により経費負担の原則に基づき一般会計等において負担すべき経費を除いて、独立採算をもって行うこととなっています。この一般会計の負担すべき経費につきましては毎年総務省より繰入基準がしめされ、下水道事業においては現在全額繰入基準に基づく補助金となっています。

今後も財政部局と協議し繰入基準に基づく補助金については適正に補助すること

により安定経営を図ります。また適正な経営を行い業務の効率化及び効率性等を確保するため、内部統制に係る業務の効率的かつ効果的な遂行、財務報告書等の信頼性の確保、業務に関わる法令その他の規範を遵守すること、その他資産の保全を目的とした体制の構築、リスクマネジメント、モニタリング等の強化を図ります。

(3) 未収金の削減について

水道料金、下水道使用料及び下水道受益者負担金については、負担の公平性の見地からも納付の意識高揚に努め適正な負担を図り、滞納を発生させない徴収体制を強化するとともに、水道料金システムの滞納整理機能を活用した未収金の削減に引き続き取り組まれたい。

また、債権の適正な管理を行うため、本年度施行の豊前市債権管理条例に則り、債権放棄に関する調査、情報収集に努め、引き続き滞納整理業務に取り組まれたい。

【措置内容】

水道料金は自力執行権がない私債権であり、下水道使用料は強制徴収公債権であり地方税の滞納処分の例により債権管理を適切に行うこととされており、適切に対応するため、公債権、私債権の区分の明確化や各種債権の特殊性に応じた債権管理の事務要領を定めたマニュアルの策定などにより適切な債権保全を継続します。また未収金の早期回収、不良債権化の未然防止など適切な債権管理を図るために、料金滞納の未然防止のために口座振替の利用を推奨するとともに、債権管理条例に基づき債権の管理と保全を適切かつ執行し、債権回収では電話催告、臨戸訪問徴収等による滞納整理の強化に努めます。今後も経営の根幹である料金収入の確保と負担の公平性の観点から引き続き収納率の向上に努め、全庁的な取り組みとして未収金の削減に努めます。

2. 合併浄化槽設置整備事業補助金について

合併浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書には「3月22日までに補助事業を完了しなければならない」と完了期限に記載されているが、要綱には、事業完了後1月以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出するよう規定されている。

また、要綱では実績報告書には請求書又は領収書を添付するよう規定されているが、未提出となっている。

前回の定期監査においても実績報告書提出日付の矛盾、添付書類の不一致については指摘していたが改善されていなかった。定められた期日までに実績報告の提出を受け、事業の履行状況等を確認したうえで補助金の額を確定するなど、要綱に従った適正な事務に努められたい。

【措置内容】

今回、前回の定期監査において実績報告書提出日付の矛盾、添付書類の不一致については改善が不十分な点につきまして、再度「豊前市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」に則り、実績報告書その他関係書類を総点検し、記載方法、提出時期等改めて精査するとともに、関係者に対して周知徹底を図り、交付決定内容との相違や記入漏れ等齟齬のないように致します。

3. 契約事務について

契約において、契約書に契約保証金免除条項がないもの、契約保証金が免除されることを証する履行証明がないものなど、契約保証金の免除に係る事務処理に不備が見受けられた。

財務規則第 115 条により、契約の相手には契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供させなければならないこととなっている。契約保証金を免除する場合においては、財務規則第 116 条各号いずれかの要件を満たすものであることを書面等で確認し、その該当条項を契約書において明確にしておく必要がある。契約書の記載に不備のないようにするとともに契約保証金を免除する際の必要書類については漏れのないよう事務処理を講じられたい。

また、長期継続契約をする場合、見積もりを依頼する際に賃借する全期間を記載するとともに長期継続契約であることを明記する必要があるが、「プロッター賃貸借契約」において明記されていなかったため、運用要領に従った事務処理に努められたい。

【措置内容】

ご指摘の不適切な根拠法令が記載の当該契約書につきましては、適切な根拠法令に 準拠し契約書の記載に不備のないようにするとともに契約保証金を免除する際の必 要書類については漏れのないよう事務処理を徹底します。また長期継続契約を実施す る際の運用に関しては、地方自治法第234条の3、地方自治法施行令第167条の 17及び市条例を遵守し、見積もりを依頼する際は、当該契約が「長期継続契約」で ある旨特記事項として記載し、適切な事務処理に努めます。